

あにぼうよ
万全NOSAI

任意共済「未来へつなぐ」サポート運動実施中

農機具共済

のうきくん

もしもの時に、みんなで助け合う農機具の共済



ここにゆとりの農作業

農作業中の事故はもちろん、自然災害等、さまざまな災害をワイドに補償します。新品価格で補償するのは **NOSAI** だけ、頼りになる共済です。

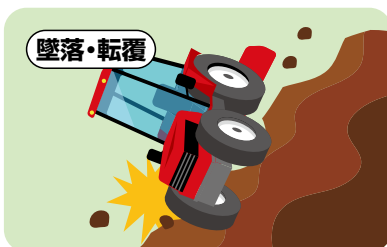
補償期間

1 年間

補償金額(加入金額)

1台ごと
1万円~2,000万円まで

お支払いする事故(共済事故)の種類



その他、●物の落下・飛来●異物の巻き込み●自然災害(地震、噴火及び津波を除きます。ただし、地震等担保特約を付した場合は、地震等も対象になります)など ※事故が発生したら速やかに **NOSAI** にご連絡ください。

新調達価額の設定基準について

新調達価額は、当該農機具と同一の機種であり、同銘柄、同性能の新品の市場価格をこれに充てさせていただきます。また、(社)日本農業機械化協会発刊の「農業機械・施設便覧」、または(株)農機産業調査研究所発刊の「農機価格ガイド」に掲載された価格を参考に決定いたします。

中古購入農機具の場合の共済金額

中古購入農機具に加入する場合(付保割合条件付実損てん補特約を付さなければ加入できません)は、中古購入価額または時価額の **いずれか低い額** が、共済金額の上限となります。

※相当の維持管理がなされている場合は、経年減価残存率の下限を50%ほどにとどめます。詳しくはお近くのNOSAIまでお問い合わせください。
加入申込書の記載事項である、購入年月、中古購入価額等をご確認ください。

共済金のお支払い 災害共済金(お支払額)は、下記により計算されます。

$$(\text{損害額} - \text{免責額①} - \text{免責額②}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{新調達価額}} = \text{災害共済金 (お支払額)}$$

※共済金額は「ご加入金額」、新調達価額は「同一性能の新品の市場価格(新品価額)」です。

免責額① 格納中の火災及び自然災害における共済事故によって発生した損害以外の場合は、損害額の100分の10に相当する金額若しくは5万円のいずれか低い額が免責となります。

免責額② 乗用トラクターの作業機及び接続部のみの損害は損害額の100分の10に相当する金額が免責となります。

■例えば、新調達価額200万円のトラクタのロータリーが石垣に接触し、**20万円の修理代金**が発生!!

200万円 加入の場合 (100%加入)	$(\text{損害額} - \text{免責額①} - \text{免責額②}) \times \frac{\text{共済金額} \text{ 200万円}}{\text{新調達価額} \text{ 200万円}} = \text{16万円 (お支払額)}$	
100万円 加入の場合 (50%加入)	$(\text{損害額} - \text{免責額①} - \text{免責額②}) \times \frac{\text{共済金額} \text{ 100万円}}{\text{新調達価額} \text{ 200万円}} = \text{8万円 (お支払額)}$	

- 賠償金がある場合は、損害額から賠償金を差し引いた額が支払限度額になります。
- 損害額は、修理工場などの見積書及びパーツリストを参考に計算し、修理請求書の内容をもって認定します。(共済目的復旧後にお支払い)
- 事故から1年以内に復旧義務があります。復旧されなかったときは損害の額を農機具の時価額を基準として算定した額でお支払いします。
- 損害の額が新調達価額の100分の5に相当する金額又は1万円のいずれか低い額に満たない場合には、災害共済金は支払いません。

特約 特約には、以下の特約があります。1台ごとに付帯することができます。

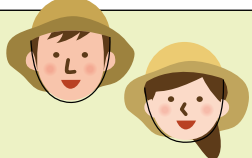
1.臨時費用担保特約

災害共済金に加え、共済金額に損害割合の10%を乗じて得た額を臨時費用共済金としてお支払いします。また、一般農機具・定置式農機具に限り、共済事故によって契約者等が死亡・後遺障害もしくは怪我による入院が必要となったときに、傷害費用共済金をお支払いします。

一般・定置式農機具			農業用自動車	
臨時費用共済金	傷害費用共済金		臨時費用共済金	
	死亡・後遺障害共済金	入院加療共済金(30日以上の場合)		
災害共済金を 10%加算して お支払いします。	共済金額の30% (50万円限度)	共済金額の5% (20万円限度)	災害共済金を 10%加算して お支払いします。	
	加入者及び所有者(以下加入者等)、加入者等の同居の親族、加入者等の使用人が、共済事故を直接の原因として死亡または障害を受けた場合、怪我による入院が必要となった場合などにお支払いします。			

※災害共済金を支払わない損害の場合は、臨時費用特約共済金及び傷害費用共済金は、支払われません。 ※地震等災害共済金(地震等担保特約加入時)が支払われる場合は、支払われません。

■臨時費用共済金のお支払例：コンバイン(新調達価額200万円、共済金額200万円)を稼働中に100万円の損害が発生し95万円の災害共済金をお支払する場合

災害共済金 95万円	×	臨時費用共済金 (95万円の10%) 9万5千円	=	お支払額 104.5万円	
----------------------	---	---------------------------------------	---	------------------------	---

2.付保割合条件付実損てん補特約

この特約を付帯すると、新調達価額が2,000万円を超える農機具や中古で購入した農機具など新調達価額まで補償する契約ができない農機具についても、新調達価額に対する共済金額の割合をもとに約定割合をあらかじめ決めておくことで修理費用相当額を災害共済金としてお支払いすることができます。

なお、中古で購入した農機具はこの特約を付帯することを条件に加入することができます。

$$\text{災害共済金} = (\text{損害額} - \text{免責額}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{新調達価額} \times \text{約定割合}}$$

■支払例) コンバイン(新調達価額200万円、共済金額60万)を稼働中に10万円の損害が発生した場合

特約なし の場合	$(10\text{万円} - 1\text{万円}) \times \frac{\text{共済金額} 60\text{万円}}{\text{新調達価額} 200\text{万円}} = 2.7\text{万円}$ (お支払額)
-------------	--

特約付帯 約定割引 30%の場合	$(10\text{万円} - 1\text{万円}) \times \frac{\text{共済金額} 60\text{万円}}{\text{新調達価額} 200\text{万円} \times \text{約定割合} 30\%} = 9\text{万円}$ (お支払額)
------------------------	--

付保割合条件付実損てん補特約掛金

この特約は選択した約定割合に応じて共済掛金が割増になります。
(P10「付保割合条件付実損てん補特約の掛金」参照)

3.自動継続特約

毎年の更新手続きが不要となり、自動的に同じ契約内容で継続します。毎年の更新手続きのし忘れによる責任期間の中断がなくなります。

4.地震等担保特約

地震、噴火及び津波による損害(損害割合が5%以上に限る)の場合に、共済金額を50%に圧縮して共済金を支払う特約です。地震等担保特約を付帯しない場合、地震、噴火及び津波による損害は、支払対象になりません。

加入できる農機具(共済目的)は次のとおりです。

補償対象となる農機具は、ご加入者が所有または管理する、新品購入農機具(未使用の状態で取得された農機具)または中古購入農機具です。

※ただし中古農機具は、付保割合条件付実損てん補特約を付けてのご加入となります。

※遠隔監視下で無人状態での完全自律走行を可能とするロボット農機具(レベル3)及び飛行させることができる農機具(ドローン等)は、ご加入できません。

共済目的とする農機具の種類及び耐用年数

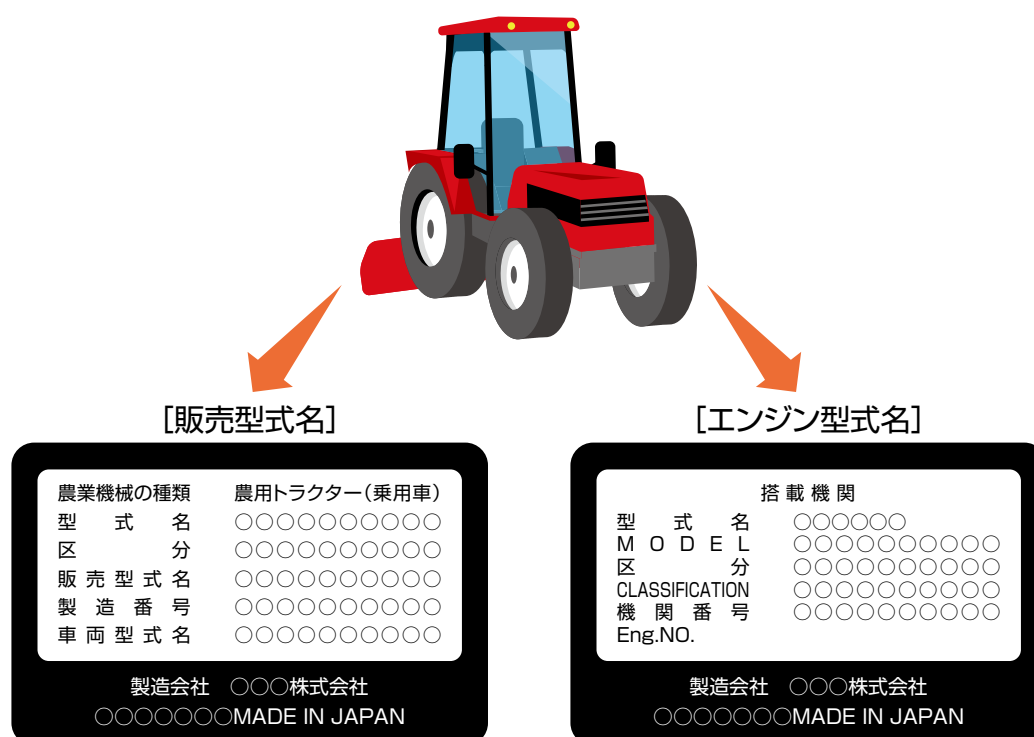
種 類	機 種			耐用年数	
原動機	モーター			7	
	ガソリンエンジン・石油エンジン・ディーゼルエンジン・チェーンソー			7	
乗用トラクタ				7	
耕うん整地用機具	ブラウ・すき・ロータリー・ハロー・砕土機・代かき機・均平機・畝立て機・みぞ切り機・心土破碎機(バンブレイカー)・みぞ掘り機・穴掘り機・トレンチャー・中耕除草機(カルチベーター)・歩行用トラクタ(動力耕うん機を含む。)			7	
栽培管理用機具	たい肥散布機(マニユアスプレッター)・石灰散布機(ライムソワー)・施肥播種機・田植機・管理機・あぜ塗り機・草刈機・移植機・肥料散布機・育苗機・簡易揚水機具・土つめ機・床土ふるい機・ポテトプランター・ミニプラント・肥料混合機・スピードスプレイヤー・動力噴霧機・動力散粉機・スピードダスター・土壌消毒機・誘が灯・コーティングマシン・残幹残条破碎機			7	
	かんがい排水機具			7	
収穫調製用機具	自脱型コンバイン・稲麦刈取機(バインダーを含む。)・カッター・稲わら収集機(自走式のものを除く。)・収穫機(亜麻・ビート・ホップ等畑作物収穫機)・掘取機(たまねぎ・特用作物・かんしょ用掘取機を含む。)・つる切り機・茶摘採機・花摘機・茶刈込機・野菜洗浄機・洗浄機・粒選機・野菜洗浄乾燥機・乾燥用バーナー・ハーベスター・農作物冷蔵庫・脱ぼう機・枝豆脱莢機・枝豆選別機			7	
	ウインドローア・普通コンバイン・脱穀機・もみすり機・とうみ・乾燥機(穀物・特用作物・しいたけ用を含む。)・選果機・ワックス処理機・米選機・ラミーはく皮機・穀物水分検定器・ひょう量器・葉たばこ自動編機・ウィンチ・ベルコン調理機・自動封かん機・チューリップ選別機・自動製函機・ツリータワー・はっか蒸りゅう機・いも切機・千びょう製造機			7	
	精米又は精麦機(研穀機・押麦機及びひき割機を含む。)			7	
農産加工用機具	い草選別機・いわり機・畳表織り機(いむしろ織り機を含む。)・花むしろ織り機・い草刈取機・剪枝機・い草分割機			7	
	わら打ち機・縄ない機・縄仕上機・製筵機・蒸茶製造設備・再生茶設備			7	
畜産用機具	フォーレージハーベスター・ヘーモア・ヘーコンディショナー・ヘーテッター・ヘーレーキ・ヘーベラー・ヘーローダー(パールローダ・マニユアローダを含む。)・ヘーカッター・ヘードライヤー・ヘーエレベーター・フォーレージブロア・サイレージデストリビューター・サイレージアンローダー・自動給餌機・自動給水機・搾乳機(ミルク)・牛乳冷却機・ふ卵機・ふん尿散布機・保温機・牛乳成分検定用機械・人工授精用具・育すう機・電牧装置・カウトレーナー・ふん焼却機・ふん尿乾燥機			7	
	自走式フォーレージハーベスター・自走式モアコンディショナー・自走式ヘーベラー・連続式自動牧草乾燥機・飼料粉碎機・飼料配合機・飼料成形機・カッター・脱粒機・洗卵選別機・バーククリーナー・自動飼料かくはん機・収卵用機具			7	
養蚕用機具	条桑刈取機・抜根機・暖房機			7	
	蚕(稚蚕・壮蚕)用自動飼育装置・稚蚕飼育用温湿度自動調整装置・ざ桑機・動力条払機・自動収繭毛羽取機・自動収繭機・繭毛羽取機			7	
自動車	三輪貨物自動車			3	
	四 輪 自動車	軽自動車	貨物自動車	4	
		その他の 自動車	貨物自動車(ダンプ式)		4
			貨物自動車		5
運搬用機具	農用舟・トレーラー・運搬車・フロントローダー・単軌条用運搬機(モノレールカー)・トップカー・ホイールローダー・ボブキャット			7	

共済目的の所有者、及び格納場所

- ①ご契約者と共済目的の所有者が異なる場合は、農機具の所有者をご確認ください。他人の物を、所有者に無断で加入することはできません。
- ②農機具の格納場所（納屋、車庫、作業場等）とその所在地をご確認ください。事故発生時の農機具が、格納中であったか否かの判断基準になります。

銘柄・型式・区分等

農機具、及び付属装置の銘柄・型式・区分・製造番号等は、共済目的の物件確認のために必要です。機体に添付されている銘板（図参照）や取扱説明書等により、加入申込書の記載事項である銘柄・型式・区分等をご確認ください。



※加入申込書に記入する場合には、販売型式名を記入してください。

農機具損害共済重要事項説明書

契約概要・注意喚起情報・その他のご注意点のご説明

- この書面は「のうきくん」（NOSAIが実施する農機具損害共済の愛称）の契約概要や、お申込に際してご注意いただきたい説明情報、またご契約で得られた個人情報の取り扱いなど、ご契約に関する重要事項について記載したものですので、内容を十分ご確認ください。
- 本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、農機具損害共済約款及び特約条項をご参照ください。共済約款・特約条項はご加入後にお届けします。事前に必要であれば、NOSAIにお申出ください。

加入申込書の確認欄への記入は、本書面の説明確認を兼ねております。

I 契約概要のご説明

① 仕組み及び引受条件等

(1) 加入資格

組合の区域内に住所を有し、建物又は農機具を所有または管理する者で農業に従事する者

(2) 共済の仕組み

農機具損害共済は、稼働中の事故をはじめとする様々な偶発の事故(注)により、ご加入いただいた農機具及び付属装置が損害を受けたときに災害共済金をお支払いします。

(注)「(4) 共済金をお支払いする場合」を参照してください。



(3) 補償の対象(共済目的)

「のうきくん」の補償の対象は、未使用の状態を取得され、かつ事業規程で定める農機具です。

① 付属装置を補償の対象とする場合は、申出が必要です。

② 中古農機具にご加入いただく場合は、(6)「付帯できる特約及びその概要」の「付保割合条件付実損填補特約」の付帯が必要になります。

(4) 共済金をお支払いする場合

① 災害共済金のお支払い対象となる事故(共済事故)

火災、落雷、物体の落下・飛来、破裂・爆発、盗難による盗取若しくはき損・鳥獣害又は第三者行為による不可抗力のき損。衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻き込み、その他これらに類する稼働中の事故。台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、高潮、降ひょう、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、その他これらに類する自然災害(地震及び噴火並びにこれらによる津波(以下「地震等」といいます))による損害を除きます。)

② 災害共済金のお支払額

農機具損害共済の災害共済金のお支払い額は、損害の額に共済金額の新調達価額(共済目的と同一の機種で、同一又は類似の性能を有する新規の農機具を取得するために要する価額)に対する割合を乗じて得た額となります。

(注1) 損害の額は、新調達価額を限度として、その損害の発生直前の状態に復旧するために必要な費用の最低額となります。共済金額が共済目的の新調達価額に満たない場合、損害額の一部しか補償が受けられませんので、十分な補償が受けられるよう新調達価額いっぱいにご加入ください。

(注2) 損害の額の積算には、業者見積書等を参考に計算します。

(注3) 修理部品が無い場合の損害の額は、修理部品が有ったものとした当該部品相当額に基づく費用の最低額となります。

(注4) 損害の額が新調達価額の100分の5に相当する金額又は1万円のいずれか低い額に満たない場合には災害共済金は支払いません。

③ 復旧義務

事故が起こった場合は、事故日から原則1年以内に共済目的を復旧しなければなりません。復旧しなかったときは、時価額を基準として算定した額と、既に支払った共済金との差額を返金していただきます。

(5) 共済金をお支払いしない場合

① 次に掲げる損害に対しては、災害共済金を支払いません。

ア. 共済掛金等をお支払いいただく前に生じた損害

イ. 加入者(加入者でない方で共済金を受取る方も含めます。)又はそれらの方の法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害

ウ. 加入者と同じ世帯に属する親族の故意によって生じた損害

エ. 運転者の故意または重大な過失によって発生した損害

オ. 農作業以外の使用目的による事故によって発生した損害

カ. 共済目的に存在する欠陥、摩滅、腐食、さびその他自然消耗による損害

キ. 故障(偶然な外来の事故に直接起因しない共済目的の電氣的又は機械的損害をいいます。)

ク. 凍結(ラジエーターの冷却水の抜き忘れによる凍結破損等)によって発生した損害

ケ. 消耗部品にのみ発生した損害(※別表1 参照)

コ. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動によって生じた損害

サ. 地震等によって生じた損害(地震等によって生じた火災、破裂又は爆発、これらが拡大して発生した損害も含みます。)

シ. 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故によって生じた損害

消 耗 部 品	(別表1)
○エアクリーナ・エレメント ○燃料フィルタ・エレメント ○エンジン・オイル・フィルタ(カートリッジ) ○ミッション・オイル・フィルタ(カートリッジ) ○油圧オイル・フィルタ(カートリッジ) ○HSTオイル・フィルタ(カートリッジ) ○点火プラグ(ガソリン、エンジンのみ) ○ベルト類(エンジンファン、ミッション、油圧ポンプ、刈取、こぎ胴、振動、選別、駆動、唐み駆動ベルトなど) ○かき込み(突起付き)ベルト、かき込みホイール ○植付爪(固定爪、可動爪など) ○苗のせ台摺動部品 ○刈刃(刈刃、受刃など) ○こぎ歯(各種こぎ歯、わら切歯、処理胴こぎ歯など) ○受網 ○排わら・カッターの刃(供給刃、切断刃など) ○ケーブル・ワイヤー類(スロットル、変速、クラッチ、駐車ブレーキワイヤーなど) ○チェーン類(引越し、横搬送(株元、穂先)、たて搬送(株元、穂先)、フィード、排わら(株元、穂先)、チェーンなどで、各爪やピン類も含む) ○パイプ、ホース類(燃料パイプ、ラジエータ・ホース、油圧ホースなど) ○電球類(ヘッドライト、方向指示器、モニターやメータのランプなど) ○ヒューズ(ヒューズブル・リンクを含む)他 ○電気配線(ワイヤーハーネスを含む) ○タイヤ、チューブ、クローラ等 ○その他これらに類する消耗部品 ※エンジンオイル、ミッションオイル、油圧オイルなどの各種オイルやグリス類、不凍液などもその補充、交換を行う必要があるため、消耗部品とする。	

② 共済約款に記載されている次の場合には共済金をお支払いできない場合があります。

- ア.「損害発生の場合の手続き」の通知を怠り又は故意若しくは重大な過失により不実の通知をしたり損害調査を妨害した場合
イ.「損害防止義務」の指示に従わなかった場合
ウ.「通知義務」、「告知義務」又は「重大事由による解除」により契約を解除した場合
エ.共済金の請求を行使することができる時から3年間行使しなかった場合

(6) 付帯できる特約及びその概要

「のうきくん」に付帯できる特約及びその概要は次のとおりです。詳しくは特約条項でご確認ください。

特約の名称	特約の概要	ご留意事項
付保割合条件付実損てん補特約	主に中古で購入した農機具を対象に、加入時の契約内容が一定の条件を満たしたとき、損害の額をそのまま災害共済金としてお支払いします。	掛金等は約定割合ごとに設定された係数を乗じた額となります。
臨時費用担保特約	事故の際の臨時の出費のために、災害共済金に10%を乗じた額を臨時費用共済金としてお支払いします。また、共済目的が農業用自動車以外の場合で、加入者等が死亡・後遺障害を被った場合、1名ごとに共済金額×30%(50万円限度)、怪我による入院が必要となった場合は、1名ごとに共済金額×5%(20万円限度)の傷害費用共済金を加算して支払います。	共済掛金等は臨時費用共済金に相当する分が割増となります。
継続申込特約(注)	継続特約期間を2年、3年、4年、5年として契約時に掛金を一括払い込みいただくことで、お選びいただいた期間の契約を継続いたします。	継続特約期間に応じて掛金が割り引かれます。
共済掛金等分割払特約(注)	共済掛金の払い込みを年2回または4回に分割する特約で、掛金払い込み時の掛金負担額を軽減できる特約です。	共済掛金等の割増はありません。
自動継続特約(注)	毎年の更新手続きが不要となり、満了する契約内容と同内容で契約を自動継続いたします。自動継続期間に制限はありません。	共済掛金等は毎年お支払いいただきます。
地震等担保特約	地震、噴火及び津波による損害の場合、加入共済金額の50%を限度として共済金をお支払いします。	損害割合が5%以上となった場合に限りです。

(注) 継続申込特約は共済掛金等分割払特約又は自動継続特約と重複して付帯することは出来ません。

② 共済責任期間及び共済掛金

(1) 農機具損害共済

- ① 農機具損害共済の共済責任期間は1年です。なお、始期を統一するため必要があるときは、1月単位に1年未満の共済責任期間でご契約することができます。
- ② ご契約者の共済責任期間は、加入申込書に記載した責任開始日の午後4時から翌年同日の午後4時までとなります。加入申込後にお送りする「引受承諾書兼共済掛金等納入通知書」に記載されている納入期限日までにお支払いください。なお、共済責任期間は農機具共済証券でご確認ください。
- ③ 加入申込書に記載された責任開始日を過ぎて共済掛金をお支払いいただいた場合の責任期間は、お支払い日から1年となります。なお、共済掛金等のお支払い前の事故については、共済金のお支払いはできません。

③ 契約条件 (共済金額等)

(1) 契約の単位

農機具1台(付属装置を含む)ごとの契約となります。

(2) 共済金額の設定

- ① 共済金額は、(3) 共済金額の設定条件の範囲でご契約ください。
- ② 共済金額は、事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、共済目的の新調達価額いっぱいにご設定してください。共済金額が新調達価額に対して少ない場合は、損害額の一部しか補償されず共済金が少なくなります。

(3) 共済金額の設定条件

- ① 農機具共済の加入限度額は1台 2,000万円です。
- ② 共済金額の設定は、1台ごとに1万円以上で、1万円単位となります。

④ 共済掛金等

共済掛金等は、共済金額、農機具の機種や用途、付帯する特約などにより決まります。

⑤ 共済掛金等の払込み方法

共済掛金等の払込方法は、原則、口座振替となっておりますので、ご理解ください。

また、掛金等の払込は、原則共済責任期間ごとに1回払いですが、1.(6)「付帯できる特約及びその概要」に記載する特約を付帯することにより、複数年分の一括払い又は分割払いでの払込方法があります。

Ⅱ 注意喚起情報のご説明

① 告知義務・通知義務等

(1) ご契約時の注意事項 (告知義務 – 加入申込書の記載上の注意事項)

- ・ 契約者には、ご契約時に危険に関する重要な事項としてNOSAIが告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があります。
- ・ 加入申込書に記載された内容のうち、★印が付いている項目が告知事項です。この項目が、事実と違う場合、又は事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除したり、共済金をお支払いできないことがありますので、加入申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ① 農機具の情報
機種名、銘柄、型式・区分、車体番号、付属装置、購入年月、購入区分、格納場所
- ② 他の保険・共済契約等に関する情報
農機具を契約の対象とする他の保険契約又は共済契約

(2) ご契約後にご連絡いただくべき事項 (通知義務事項等)

- ・ ご契約後、加入申込書に記載された内容のうち、☆印が付いている項目の変更・訂正があった場合及び次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なくNOSAIにご通知ください。
- ・ ご通知がない場合には、ご契約を解除したり、共済金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。
- ・ ご通知いただいた内容により、ご契約の変更を行いますが、変更ができない場合は、ご契約の全部又は一部を解除する場合があります。

【通知事項等】

加入申込書の
☆印以外の事項

- ① 共済目的について他の保険契約又は共済契約を締結するとき
- ② 共済目的を譲渡するとき
- ③ 共済目的を解体または廃棄するとき
- ④ 共済目的が共済事故以外の原因により破損したとき
- ⑤ 共済目的の用途を変更し、または著しく改造したとき
- ⑥ 共済目的の格納場所または設置場所を変更したとき
- ⑦ 共済事故に係わる危険が著しく増加したとき
- ⑧ 告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生したとき

② 損害防止義務

- ① 共済契約者は共済目的について通常の管理や操作を怠ってはならず、事故が発生したとき又はその原因が生じたときには、損害の防止又はその軽減に努めるなどの損害防止義務があります。
- ② 損害防止義務を怠ったときは、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引くことがあります。

③ 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。

- ① 共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ② 共済金の請求について詐欺を行い、また行おうとしたこと
- ③ NOSAIの契約者の信頼を損ない、契約の存続が困難な重大な事由があった場合

④ NOSAIの解散時等の取扱い

解散せざるをえなくなったとき農業保険法では契約を終了し、まだ経過しない共済責任期間に対応する共済掛金は加入者に払い戻すこととなっていますが、財務状況によっては削減(共済金を含む)されることがあります。

Ⅲ その他のご説明

① 注意喚起情報のほかにご注意いただきたい事項

(1) 超過共済による共済金額の減額

- ① ご契約の際に設定された共済金額が共済目的の価額を超えていたことについて、ご契約者の善意でかつ重大な過失がなかった場合、ご契約者はその超過する部分についてご契約日から取り消すことができます。
- ② ご契約後に共済目的の価額が著しく減少し共済金額が共済価額を超過した場合、ご契約者はその超過した部分について、超過した時から先の期間について共済金額の減額を請求することができます。

(2) 掛金等の返還・追加

- ・ 通知義務事項等により、契約内容の変更又は契約を解除した場合、約款等の規程により掛金等の返還又は追加請求をいたします。
- ・ 解除の理由によっては、掛金等を返還しない場合があります。

② 事故が起こった場合の手続き等

(1) 事故が起こった場合の手続き

- ① 事故が発生した場合遅滞なくNOSAIにご連絡ください。
- ② ご契約者は、NOSAIから依頼された書類を作成し、事故を通知した日から30日以内に提出してください。
- ③ NOSAIは、事故による損害があった共済目的について必要な調査をすることができます。
- ④ 事故の通知を怠ったり、故意若しくは重大な過失により不実の通知をし、また正当な理由がなく損害調査の妨害、請求書類に不実の記載や変造をした場合、契約を解除し、共済金を支払わない場合があります。

(2) 共済金支払後の共済契約

- ① 災害共済金の支払合計額が、共済金額に相当する金額になったとき共済関係は消滅します。
- ② 災害共済金の支払額が共済金額に達するまでは、共済契約は当初契約の内容で共済責任期間の終了日まで継続します。

Ⅳ 個人情報の取扱いについて

ご加入の内容、申込書記載事項やその他の知り得た情報(以下「個人情報」といいます。)については、当組合が、引受の判断、共済金等の支払、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用(以下「利用目的」といいます。)します。

また、本共済関係に関する個人情報は、当組合が実施する他の共済の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、他の共済・保険と支払分担を行う場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

V 反社会的勢力の排除に関する取扱いについて

反社会的勢力への対応に関する規程第2条に掲げる反社会的勢力(暴力団等)に該当することが判明した場合は、加入申込みをお断りします。
加入後に反社会的勢力であることが判明した場合、または暴力的要求行為等をした場合は、共済契約を解除いたします。



基準掛金 基本等級(14等級)の1年間の掛金です。

一般農機具 (注)	トラクター コンバイン 田植機など	契約区分	1万円 当たり掛金	50万円	100万円	200万円	300万円	500万円	1,000万円
		一般契約	60円	3,000円	6,000円	12,000円	18,000円	30,000円	60,000円
		臨時費用 特約	66.17円	3,300円	6,610円	13,230円	19,850円	33,080円	66,170円
定置式農機具	エンジン もみすり機 乾燥機など	契約区分	1万円 当たり掛金	10万円	30万円	50万円	100万円	150万円	250万円
		一般契約	30円	300円	900円	1,500円	3,000円	4,500円	7,500円
		臨時費用 特約	33.17円	330円	990円	1,650円	3,310円	4,970円	8,290円
農業用自動車 (注)	軽トラック 普通トラック	契約区分	1万円 当たり掛金	70万円	80万円	90万円	100万円	150万円	200万円
		一般契約	210円	14,700円	16,800円	18,900円	21,000円	31,500円	42,000円
		臨時費用 特約	231円	16,170円	18,480円	20,790円	23,100円	34,650円	46,200円

(注)無事故割引・有事故割増により、掛金が変動します。

地震等担保特約の掛金 この特約を付けた場合は上記の掛金に加算してください。

一般農機具	定置式農機具	農業用自動車
12.50円	12.50円	11.80円

※1年間の1万円当たりの掛金です。

無事故割引・有事故割増 係数表

割 増												
1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	9等級	10等級	11等級	12等級	13等級
5.00	4.50	4.00	3.50	3.00	2.75	2.50	2.25	2.00	1.80	1.60	1.40	1.20
基 本		割 引										
14等級	15等級	16等級	17等級	18等級	19等級	20等級	21等級	22等級				
1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.90	0.90	0.90				

共済掛金=基準掛金×等級係数 ※新規加入の場合は基本等級です。

1年間無事故であれば1等級掛金が安くなり(等級が上がる)、事故があれば3等級掛金が高く(等級が下がる)なります。

有事故の判定は、事故の種類に限定せず、災害共済金(地震等災害共済金を除く)が支払われた場合を有事故とします。

19等級以上は係数を0.90とし、22等級の場合は、1有事故では掛金率が変わりません。

付保割合条件付実損てん補特約の掛金 ■共済金額1万円当たりの掛金

約定割合	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
一般農機具	130.0	108.4	93.6	83.6	75.6	69.2	64.4	60.0
定置式農機具	65.0	54.2	46.8	41.8	37.8	34.6	32.2	30.0
農業用自動車	437.5	367.3	319.2	286.7	260.7	239.9	224.3	210.0

※計算した掛金の10円未満は切り捨てになります。



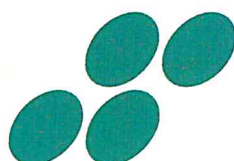
ご注意ください!



もし事故が発生したら…

ご加入いただいた農機具に事故が発生した場合は、すぐにNOSAIまでご連絡ください。連絡が遅れますと、事故状況の確認作業が困難になり、共済金のお支払いができなくなります。

農機具を買い替えた時も
直ちに **NOSAI** までご連絡ください。



安心のネットワーク

NOSAI えひめ

愛媛県農業共済組合

支所

●東予支所

〒793-0006 西条市下島山甲1324番地2
TEL: (0897) 55-2955 FAX: (0897) 56-9650

●中予支所

〒790-0966 松山市立花1丁目8番42号
TEL: (089) 941-4623 FAX: (089) 947-2046

●南予支所

〒797-0017 西予市宇和町ひまわり1番地4
TEL: (0894) 62-2123 FAX: (0894) 62-5223

出張所

●今治出張所

〒794-0026 今治市別宮町9丁目1番53号
TEL: (0898) 31-2800 FAX: (0898) 31-6346

●伊予出張所

〒799-3113 伊予市米湊825番地9
TEL: (089) 982-0534 FAX: (089) 982-0504

●愛南出張所

〒798-4131 南宇和郡愛南町城辺甲283番地第1
TEL: (0895) 72-0201 FAX: (0895) 72-0409

本所

〒790-0002 松山市二番町4丁目4番地2
TEL: (089) 941-8135 FAX: (089) 941-8178

<http://www.e-nosai.or.jp/>